

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	救急医療相談業務
発 注 課	保) 医療政策課
選 定 事 業 者	オフィスポケット株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>①相談業務の品質確保 本業務は、市民からの救急医療相談を24時間体制で受け付ける窓口「救急安心センターさっぽろ」（以下「センター」という。）及び、産婦人科救急医療体制に基づき医療機関や救急隊からの患者受け入れ依頼の調整、市民等からの産婦人科領域に関する電話相談を受け付ける窓口「産婦人科救急電話相談」の運営を行うものである。 株式会社オフィスポケット（以下「選定事業者」という。）は、本市が令和4年に実施した公募型企画競争にて選定され、令和4年10月からセンターの運営を担っている事業者である。 本業務は市民の生命を守るための電話相談窓口という業務の性質上、質の高い業務を提供できる事業者に長期間に渡り運営を任せ、業務のノウハウを蓄積していくことが望ましい。 しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の流行でセンターへの入電数が急増し、契約時点では将来の感染状況等の見通しが見えない状況であったことから、やむを得ず1年間（令和5年9月まで）の契約としたところである。 センターは10月以降も切れ目なく相談受付体制を継続させる必要があることに加え、引き続き履行品質を確実に高い水準で確保する必要がある。</p> <p>②コロナ相談に係る高い応答品質 令和5年5月8日から感染症法上でコロナが5類感染症となったが、厚生労働省の令和5年3月10日付事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療提供体制構築のため、感染拡大が予想される夏や冬の状況を検証したうえで、令和6年4月1日からの新たな体制に向けた取組を実施することとされている。 電話応対時には、これまでのコロナの対応を踏まえながら、最新の動向に合わせて適切な医療へのアクセスへつなげる必要があることから、これまでの保健所の業務情報に精通し、相談者の質問・相談に迅速かつ適切に回答できるものを契約の相手方としなければならない。 また、コロナの感染症法上の位置づけが変更になった令和5年5月以降もセンターにはコロナ関連の相談が依然として多い状況である。 加えて、現在はコロナ専用の窓口として「コロナ健康相談ダイヤル」（令和5年9月末終了見込み）が設置されているが、10月からはセンターが医療機関紹介機能を持つ唯一の相談窓口となり、入電数の多い流行期の対応経験を持つ事業者による本事業を委託することで、安定稼働が可能となる。</p> <p>本業務契約の相手方である選定事業者は、現行契約において良好に履行しており、対応品質を確保した上での受電体制の継続確保を目的とする本業務についての優れたノウハウを有し、上記①及び②の条件を満たす唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する。</p>	
根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年6月16日